

Business News

第278号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、新型コロナウイルス感染症対策でお問合せの多い、雇用調整助成金と小学校休業等対応助成金についてご案内いたします。

新型コロナウイルス対策 雇用調整助成金・小学校休業等助成金

雇用調整助成金・小学校休業等助成金ともに、上限額の引上げ等が2020年6月12日に発表されています。各助成金の概要とポイントをご案内いたします。

1. 雇用調整助成金の概要とポイント

新型コロナの影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が対象です。従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部が助成されるものです。

(1) 緊急対応期間（2020年4月1日から9月30日まで）については、特例措置として以下の要件の緩和等が行われています。過去に申請できないと判断した企業も、対象となる可能性があります。

- ・要件の緩和：売上高等が3か月10%以上減少→1か月5%以上減少
- ・受給額の上限引き上げ：1人あたり日額8,330円→15,000円
- ・助成率の拡充：解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業は10/10（100%）
- ・対象者拡大：雇用保険未加入者や入社6か月未満も対象
- ・支給限度日数：原則の支給限度日数（1年間で100日、3年で150日）とは別に支給
- ・教育訓練の実施による加算額：2,400円（中小企業）

(2) 申請期限は、原則として支給対象期間（1か月単位）の末日の翌日から2か月以内です。特例により、支給対象期間の初日が2020年1月24日から5月31日までの場合は、8月31日までです。

2. 小学校休業等対応助成金の概要とポイント

以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要になった従業員に、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に支給されます。

- ・新型コロナ対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・新型コロナに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

(1) 受給額の上限引き上げ：1人あたり日額8,330円→2020年4月1日以降の休暇は15,000円

(2) 対象期間の延長：2020年2月27日から9月30日まで

(3) 申請期間：2020年12月28日まで

本ニュースは2020年7月2日現在の内容です。詳細の要件や最新の内容は、厚生労働省HPでご確認ください。具体的な取扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局またはハローワークにお問合せください。

※厚生労働省HP

- ・雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107.html
- ・小学校休業等対応助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107_00002.html

三井住友海上経営サポートセンターでは、企業経営者さま向けに「助成金・給付金の手続支援（専門家紹介）」を行っています。ご利用方法等は、別途、ビジネスニュース号外でご案内いたします。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。